

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議
令和6年度第1回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○徳永課長補佐 それでは、定刻よりも少し早いのですが、皆さんお揃いになりましたので、令和6年度第1回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

司会を務めさせていただきます、社会・援護局援護企画課の徳永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、厚生労働省事務局の日原局長より御挨拶申し上げます。

○日原社会・援護局長 本日は大変御多忙のところ「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」に御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

7月5日付で社会・援護局長を拝命いたしました、日原と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、戦没者の遺骨収集事業については、厚生労働省において策定しました事業実施計画に沿いまして、外務省や防衛省など、関係省庁と協力して取組を進めているところでございます。

令和5年度であります、南方の各地域、あるいはカザフスタンでの現地調査、硫黄島での遺骨収集など、現地情勢などを踏まえながら、計画的に事業を実施してまいりました。

今年度におきましても、本年4月以降、これまでにパラオ諸島、トラック諸島、東部ニューギニアなどの南方の各地域、また、カザフスタンでの現地調査などを実施いたしまして、先月、8月ですが、16年ぶりにアッツ島において現地調査を実施したところでございます。

引き続き、現地の情勢などを踏まえながら、令和11年度までの集中実施期間におきまして、1柱でも多くの御遺骨の収容と送還ができますよう、事業を推進してまいりたいと考えてございます。

本日の会議では、戦没者遺骨収集事業及び戦没者遺骨鑑定の取組状況などにつきまして御議論いただくこととしております。皆様から御忌憚のない御意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○徳永課長補佐 ありがとうございます。

誠に恐縮ではございますが、日原局長は次の公務のため、これを持ちまして退席とさせていただきます。御了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席者ですが、構成員5名、オブザーバー3名、8名全員の方に御出席いただいております。

なお、今回、オブザーバーの交代がございましたので、御紹介させていただきます。竹之下オブザーバーの後任といたしまして本会議に御出席いただきます、日本戦没者遺骨収集推進協会の佐藤宏専務理事です。

○佐藤オブザーバー 佐藤でございます。

○徳永課長補佐 事務局の出席者につきましては、お手元の座席図のとおりでございます

が、本年7月に人事異動がございましたので、御報告させていただきます。

先ほど御挨拶いたしました、日原社会・援護局長、岡本大臣官房審議官。

○岡本大臣官房審議官 岡本です。よろしくお願いいたします。

○徳永課長補佐 小泉戦没者遺骨鑑定推進室長です。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 小泉です。よろしくお願いいたします。

○徳永課長補佐 それでは、大変恐縮ではございますが、報道関係者の皆様、撮影はこれ以降、御遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(報道関係者撮影終了)

○徳永課長補佐 なお、会議資料につきましては本日、議事録につきましては後日、厚生労働省のホームページにて公表いたします。

議題に移ります前に、資料の確認をお願いいたします。

議事次第、出席者名簿、座席図、資料1「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」、資料2「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」、資料3「令和6年度予算及び令和7年度予算概算要求について」、参考資料といたしまして「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議開催要綱、令和6年5月版の「遺骨収集事業の概要」と「戦没者慰霊事業の概要」の2種類のパンフレットをお配りしております。

資料は以上となりますが、資料の漏れ等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、犬伏座長、御進行をよろしくお願いいたします。

○犬伏座長 本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議題は、議事次第にもあるとおり、3点予定されております。1が「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」。2が「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」。3が「令和6年度予算及び令和7年度予算概算要求について」御議論いただくことになっております。

本会議の進め方でございますが、まず、資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。その後、各構成員やオブザーバーの方々から御意見、御質問をいただくということで進めさせていただきたいと思います。なお、御質問が多数にわたる場合は、できるだけ事務局が直接お答えできるように、一つずつお願いしたいと思います。

それでは、事務局からお手元の資料1につきまして、説明をお願いしたいと思います。

○堀内事業推進室室長補佐 事務局の堀内です。よろしくお願いいたします。

資料1の遺骨収集事業の取組状況につきまして、前回会議からの変更点などを中心に説明したいと思います。

資料のうち、初めの1ページと2ページにつきましては、時点のみの更新で、数字に変動がございませんので、3ページを御覧ください。こちらの資料ですが、過去5年間の遺骨収容数について記載しております。前回の有識者会議におきましては、令和6年2月末

時点の数字を入れておりました。令和5年度におきまして、3月末までの実績が出ましたので、御紹介いたしますと、右側の一番下に、収容した柱数を書いてございます。まず、上段ですが、合計で516柱相当のDNA鑑定用の遺骨検体、また、その下に、139柱の御遺骨を本邦に送還しております。令和6年度の欄につきましては、本年7月末までに実施した状況を記載しております。合計で435柱相当のDNA鑑定用の検体を送還しております。細部は、この後の資料で説明したいと思います。

ページは、1枚飛びまして、5ページを御覧ください。一番上の枠内「各国の入国制限等の現状」について御覧ください。時点は、先ほどと同様、令和6年7月末時点としております。1つ目の○でございしますが、外務省の「感染症危険情報」についてですが、感染症の危険情報が現在発令されている地域はございません。その下の2つ目の○「海外危険情報」でございしますが、ここの資料に記載のとおり、ロシアとミャンマーの一部につきましてはレベル3、あるいはレベル4の危険情報が発令されております。つきましては、これらの地域については、遺骨収集事業の実施が困難な状況となっております。

次に、その下の中段には「令和5年度の派遣実績」をまとめてございます。

まず、硫黄島の派遣につきましては、22回の調査を行っております。また、3回の遺骨収集を実施して、66柱の御遺骨を送還しております。

次に、沖縄の調査・遺骨収集についてですが、調査は1回、昨年10月に、伊江村埋没壕における試掘調査を実施しております。また、沖縄県が遺骨収集を行いまして、60柱の御遺骨を収容しております。

次に、海外の現地調査・遺骨収集派遣につきましては、ロシアとミャンマーの一部を除いて計画的に派遣を行うことができました。派遣地域は、ここの資料に記載のとおりでございまして、派遣回数については、現地調査が33回、遺骨収集は14回実施いたしました。

それ以外に、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPAA）におきまして、509検体になりますが、同局が管理している御遺骨からDNA鑑定用の検体を採取しております。

次に、一番下の段、令和6年度の取組、遺骨収集事業の計画について記載しております。遺骨収集の事業計画は、23～30ページに今年度の派遣計画を掲載しております。こちらの資料は、本年3月に、厚生労働省のホームページで公開したものでございます。現在は、この計画に基づいて戦没者遺骨の現地調査・遺骨収集派遣を行っているところでございます。具体的には、この後の資料で説明したいと思います。

次は9ページを御覧いただけたらと思います。動きのあった個々の地域ごとに、状況について説明したいと思います。9ページ、旧ソ連でございします。「現状・課題」欄を御覧いただきたいのですが、カザフスタンにつきましては、本年5月から6月にかけて現地調査を実施しております。日本人の埋葬地と思われる場所を試掘した結果、御遺骨を発見いたしました。形質鑑定を行って、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判断されております。この結果を踏まえまして、8月から10月にかけて遺骨収集を実施する予定でございまして、そのうちの1回目は、現在、カザフスタンで遺骨収集派遣を行っています。その後、9月

下旬から10月にかけて、2回目の派遣を行うことにしております。

続いて、11ページを御覧ください。国内の状況でございます。

まず、一番上の沖縄につきましては、一番右の「今後の予定」に書いてございますが、豊見城市にある旧海軍司令部壕の遺骨収集を今年度に行う予定としております。

その下の硫黄島におきましては、直近の遺骨収集を7月に予定していたのですが、渇水の影響によって中止しております。2回目の遺骨収集は9月に予定しておりましたが、こちらと同じく、渇水の影響で中止いたしました。したがって、遺骨収集は、4回のうち残りあと2回、11月と来年年明けの1月に2回予定しているところでございます。

続いて、12ページになります。一番上のギルバート諸島につきまして「今後の予定」ということで、一番右側に、8月から9月にマキン環礁で現地調査を実施予定ということを書いてございますが、直近の状況ですと、現地の航空会社の機体が故障して、運休してしまった関係がございまして、この派遣は延期ということになっております。

次に、中段のパラオ諸島につきましては、令和6年5月に、ペリリュー島現地調査で、集団埋葬地と思われる地点で2柱相当の御遺骨を確認しております。今後の予定につきましては、右側の「今後の予定」欄に書いてございますとおり、9月と翌年2月に現地調査を行います。また、12月に遺骨収集を実施する予定でございます。

次に、一番下のトラック諸島でございます。昨年に引き続きまして、遺骨収集を実施しております。沈没した艦船からの遺骨収集ということで、DNA鑑定用の検体を「愛国丸」という船から16柱相当、「清澄丸」から1柱相当の検体を送還しております。ほかに、今回の派遣期間中で御遺骨を発見しておりましたが、現地で形質鑑定までできなかった御遺骨がございまして、それらの御遺骨については、現地の警察で保管していただいております。次回の派遣で形質鑑定を行った上で送還することを考えてございます。

13ページになります。フィリピンにつきましては、7月から8月にかけて、レイテ島の現地調査・遺骨収集を行っております。また、フィリピン側と協議を継続的に進めてきておりまして、今年度においては、さらに複数回の派遣を予定しております。

14ページになります。一番上の「ベトナム・ラオス・カンボジア」と書いてあるところですが、ベトナムの関係になります。7月に、ベトナムで現地調査・遺骨収集派遣を行っております。DNA鑑定用の検体7柱相当を送還しております。

その下の段、タイの関係です。タイには、保有情報が2件ございます。今年度現地調査を行う予定なのですが、まだこの情報のみでは日本人戦没者の遺骨であると断定できないことから、現在、情報提供者に対して追加の情報提供を求めているところでございます。

その下のミャンマーにつきましては、ミャンマーは、本年1月から安全が確認されたバゴー地域から現地調査を行っておりまして、今年6月にも、引き続き同地域の現地調査を実施しております。

続いて、一番下のインドです。インドにおきましては、令和5年10月の派遣におきまして、インド外務省から遺骨の保管と取り扱いに関する文書の取り交わしが必要だという御

意向が示されております。その後、文書の取り交わしに向けまして、6月に職員を派遣して、協議を行ってまいりました。現在、協力覚書を取り交わせるよう、引き続き、インド側と協議を行っているところでございます。

続いて、15ページの一番上、バングラデシュにつきましては、マイナマティ戦争墓地の遺骨収集を行うことで調整をしております。相手国政府から許可が得られたことから、11月に実施することで、現在調整中でございます。

次に、15ページの一番下のインドネシアでございます。インドネシアにおきましては、相手国と取り交わしました協定に基づいて、収容した御遺骨のDNA抽出及び解析は、インドネシアの政府の研究機関にて行うことを定めております。令和6年5月から6月にかけてですが、第1次現地調査・遺骨収集派遣をビアク島で実施しております。そこで日本人戦没者の蓋然性が高い御遺骨9柱を収容いたしました。収容した御遺骨の検体につきましては、DNA抽出・解析のために、ジャカルタにあるインドネシアの政府機関、BRINというところですが、そちらに移送したところでございます。今後は、インドネシア側でDNA解析を行っていただくことを考えておりますが、解析を行っていただくに当たりまして、先ほど言った機関、BRINとの文書の取り交わしが必要になってきます。現在、文書の取り交わしに向けて調整を行っているところでございます。それから、インドネシアは、7月から8月にかけてですが、ジャヤプラで現地調査・遺骨収集派遣を実施しております。この派遣においては、日本人戦没者遺骨である蓋然性が高いものが見つかりませんでしたので、検体の移送等は行っておりません。

16ページです。東部ニューギニアの状況につきまして、こちらでは、本年5月に現地調査を行っております。「今後の予定」欄に書いてございますとおり、今後、複数回現地調査・遺骨収集を行う予定でございます。

その下のビスマーク・ソロモン諸島につきましては、ブーゲンビル島とガダルカナル島におきまして現地調査及び遺骨収集を実施する予定でございます。

そのほかに、ニュージーランドとオーストラリアは、それぞれの博物館に所蔵されている戦時中の御遺骨がございます。こちらの確認、または検体の送還をそれぞれ計画しております。

ページは飛びまして、18ページになります。一番上の段「中国本土」と書いてあるところは、モンゴルのノモンハンの関係でございますが、今年6月から7月にかけてですが、現地調査・遺骨収集を行って、21柱相当の検体を送還しております。ノモンハンでの派遣は、今年度は以上です。

続いて、18ページの一番下、マーシャル諸島、一番右側の「今後の予定」を御覧いただきたいと思います。10月にウォッゼ島での現地調査・遺骨収集を実施する予定でございます。

19ページの一番上、マリアナ諸島でございます。5月にサイパン島で現地調査・遺骨収集を行って、369柱相当の検体を送還しております。さらに、7月にグアムで派遣を行って、

12柱相当を送還しております。「今後の予定」欄に記載のとおり、複数回現地調査・遺骨収集を行う予定としております。

マリアナの下のアッツ島でございます。アッツ島は、遺骨収集事業の実施に向けまして、これまで米国側と調整を行ってきております。その調整の中で、令和5年12月ですが、在日本米国大使館を通じて、米国側の陸軍工兵隊から、遺骨収集事業の実施に係る協力覚書案が提示されております。現在、日米双方で内容を精査して、今後、取り交わす予定としております。また、米国側の内務省の協力を得まして、今年8月に、アッツ島の現状把握のための現地調査を行ったところでございます。

ページは飛びまして、22ページになります。こちらの資料ですが、前回の有識者会議におきまして新たに掲載することとした資料でございまして、保有する遺骨・埋葬地情報の推移について記載したものでございます。前回添付させていただいたものにつきましては、保有している情報の合計数のみ記載していましたが、構成員の方からの御指摘によりまして、より詳しいそれぞれの地域の内訳をつけることといたしました。その内訳が、一番下に左から「沖縄」「マリアナ諸島」「フィリピン」と書いてございますが、こういった形で内訳を設けております。現在、保有情報につきましては、当初、令和4年3月末では3,266、約3,300件の情報がございましたが、令和6年、今年3月末の状況ですと2,881か所です。現地調査を行った結果、御遺骨が見つかったものもあれば、そうでないものもあったのですが、結果的に現在、情報が残っているのが2,881か所ということでございます。

遺骨収集事業の取組状況の説明は、以上となります。

続いて、この資料の31ページの遺留品調査の実施状況については、事務局の渡邊より説明いたします。

○渡邊事業課課長補佐 事業課の渡邊でございます。

31ページの戦没者の遺留品調査及び返還業務に関する取組について御説明させていただきます。戦没者の遺留品につきましては、御覧のとおりフローに沿って調査を行い、御遺族等へ返還する取組を行っております。手続きの流れにつきまして、改めて御説明いたします。

まず、遺留品保有者から遺族へ返還したいとの連絡があった場合、遺留品の現物ではなく、写真のみを送付していただきます。そして、遺留品に記載された氏名などの手がかりを基に、厚労省は、当局が保管する戦没者関係の資料等から元の所有者を特定いたします。その後、都道府県や市区町村の協力の下、特定した元の所有者の御遺族の現在の所在、また、御遺族の受け取り意思の確認を行ってもらい、御遺族が受け取りの意思を示した場合に、その旨を遺留品の保有者へお伝えし、最終的に、遺留品保有者から厚労省に送付していただいた遺留品を御遺族に返還させていただくという流れでございます。

一方、本事業につきましては、近年、海外のボランティア団体からの依頼件数が増加しており、御遺族の所在調査などに相当の時間を要していることから、戦友や遺族等に関係する幅広いネットワークを活用した調査を行えるよう、平成30年度から、事業の一部を遺

族関係団体へ委託し、調査・返還業務の迅速化を図っているところです。

この資料の一番下の枠に記載しました「直近の実績」において、令和5年度の実績については、新規の受付件数が令和4年度から増加し、令和2年度、令和3年度に相当する水準となりました。これは、委託事業における受付分が大きく増えたためでございます。令和4年度には、海外からの遺留品の調査依頼が減少したのですが、令和5年度はそれが増加しました。

実績の2段目の遺族への返還につきましては、調査の手を尽くした上での結果でございますが、前年度より下回っております。これは受付件数同様、委託事業における返還数が減少したものです。遺留品の取得経緯が不明で、手がかりとなる情報が少なく、調査困難なケースの申請が増えたため元の所有者を特定することができず、結果的に、返還に至らなかったということが主な原因ですが、元の持ち主とその遺族の所在が特定できたとしても、直系の遺族でないため、遺留品が肉親のものかどうか判断できず、受け取りを望まなかったケースもあると伺っております。

3段目の「元の所有者が特定できなかった・遺族受領辞退等の件数」につきましては、遺族への返還数の裏返しになりますが、前年度と比べて増加しております。これは、厚労省事業、委託事業とも同じ要因なのですが、先ほど申し上げましたとおり、遺留品調査の手がかりとなる情報が少なく、調査困難なケースの受付が増えたことにより、元の所有者を特定できなかった件数が増えたことによるものです。特に委託事業につきましては、海外のボランティア団体から、記名情報が全くなく調査するすべがない遺留品に関する依頼が寄せられるケースが多いと伺っております。そういったことも特定できない件数の増加の原因であると考えております。

2段目の件数と3段目の件数の合計が、年度内に調査対象の事務処理を全て完了することができた件数ということになり、その点では、令和4年度の水準を大きく上回ることができましたが、結果的に御遺族へ返還できた件数が減少していることについては、非常に残念であると考えております。

遺留品の調査においては、遺留品に関する手がかり情報、例えば取得した場所や時期、取得経緯などの情報が詳しく分かれば、元の持ち主の特定に結びつきやすくなります。令和6年度につきましては、遺留品を取得した調査依頼者とよくコミュニケーションを取って、遺留品の周辺情報を聞き出すことに留意した上で、委託先の遺族関係団体や各自治体の協力を得ながら、なるべく多くの遺留品を御遺族の元にお返しできるよう、取組を進めているところでございます。このページの説明は、以上でございます。

○犬伏座長 それでは、令和5年及び本年度の調査及び遺骨収集の事業の状況、今後の予定等について、事務局より詳細に御説明いただいたところですが、御質問や御意見があれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○黒沢構成員 黒沢です。御説明どうもありがとうございました。2、3点お伺いいたします。細かいことかもしれませんが、15ページのインドネシアのことなのですが、インド

ネシア政府の研究機関でDNA鑑定を行っていただくということで、現在調整中というか、まだ取り決めが行われてはいないということですのでよろしいわけですね。

○星野事業推進室長 はい。ただいまインドネシア側とDNA鑑定を進めるための覚書を取り交わすための準備を進めているところでございます。

○黒沢構成員 いつぐらいに取り決められるかという見込みは。

○星野事業推進室長 インドネシアにおいては、資料に記載があるとおり、今年度5月、6月の調査で9柱御遺骨を収容しております。この9柱のDNA鑑定を行っていただく機関であるBRINに検体を持ち込む予定だったのですが、まだ覚書ができていなくて、現在、インドネシアの政府にお預かりいただいている状況でございます。そういうこともございますので、なるべく早めに協力覚書を結んで、BRINに検体を持ち込むことができるよう、早めに進めていきたいと考えているところでございます。

○黒沢構成員 ありがとうございます。あと、インドネシアの研究機関にDNA解析を行っていただくわけですが、どの程度のスピードで結果が出てくるとお考え、あるいは見込みがあるのでしょうか。

○田畑戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐 事務局です。こちらにつきましては、今申し上げたとおり、取り交わしに向けて作業中ではございますが、日本人の戦没者のDNAの解析を、インドネシアで行ってもらうに当たって、実際に日本の鑑定機関で行っていただいている分析のレベルと同じところまで技術を向上させる必要がございます。そのために、まずは日本の分析方法をBRIN側に理解いただくということと、実際に手を動かして分析を行っていただき、技術の習得をしていくことから始めていかなければならないと考えております。それには、実際に手を動かすBRINの技術者に対して、研修を受けさせるのがいいのか。また研修をするのであればどこで受けさせるのがいいのか。研修期間はどの程度必要かといったことも検討していかなければいけないということと、その後、BRINで実際に分析を行った結果について、日本側で検証をしっかりとやっていかないと、BRIN側で不十分な技術の中で出された結果では、会議で身元の特定制も、所属の判定も行えない状況になるため、そこはしっかりと一步一步進めていきたいと考えています。こちらについては、今後、身元特定の方、または所属集団会議の方の先生方に御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

○黒沢構成員 ありがとうございます。道のりがまだまだ長いなという感じもいたしますが、インドネシアの場合は、自国でそういったDNA解析を行うというインドネシアの御意向があるわけですね。そういうことで、こういう取り決めということになるのだろうと思います。

それから、19ページのアッツ島ですが、これは御承知のように、日本軍、大本営が初めて「玉砕」という言葉を使って行ったものになるわけで、かなり壮絶な戦いが繰り広げられたところだろうと思います。ここもアメリカとの調整が非常に必要なところになるわけですが、これは、環境整備というインフラ整備をしないと入っていけないということにな

るわけですね。

○星野事業推進室長 おっしゃるように、アッツ島においては、平成20年に現地調査を実施したのですが、そのときまでは、米軍の陸軍工兵隊が駐屯していましたが、以降、工兵隊が撤退いたしまして、現在、島が無人島になっております。島に上陸するためには、道路とか航空機が着陸するための滑走路の整備といったもろもろの整備が必要になってくるわけなのですが、島自体が自然保護環境区域になっておりまして、そこでそういったインフラ整備をするには、環境影響評価が必要になってくるということで、それを行っていただくのを今、米軍にお願いしております。そのための覚書が必要だということで、これまで交渉を続けてきたところなのですが、昨年末に、アメリカ側から環境影響評価、インフラ整備を行うための覚書案がようやく提出されてきておりまして、それを結ぶことができれば、まずは環境影響評価をするため事前調査、調査した後の環境影響評価、その後インフラ整備をして、ようやく遺骨収集団が現地に入って収集作業ができるといった非常に長い道のりではございますが、そういった流れになっております。

また、8月には、米軍とは別に、島を管理している内務省魚・野生生物局が、島に上陸しているという情報がございましたので、内務省魚・野生生物局の調査船に同乗させていただいて、16年ぶりに島に上陸することができました。遺族の方も一緒に行っていただいて、そこに日本人の埋葬地が幾つかあるのですが、1か所は、いわゆる環境影響評価が必要ではない少数民族の土地がございまして、その少数民族の方から試掘の許可をいただき、試掘をしたところ、御遺骨を確認することができました。ただ、今回は遺骨鑑定人を同行させていないため、日本に検体を持ち帰ることはできなかったのですが、現在、アンカレッジの領事館に御遺骨を保管いただいております。日本からまた形質鑑定人をアンカレッジに派遣いたしまして、日本人の蓋然性をしっかりと確認した上で、検体を送還することを予定しております。

本番の遺骨収集に関しては、今申し上げましたように、非常に長い道のりではございますが、アメリカと協力しながら一步一步進めていければと思っているところでございます。○黒沢構成員 ありがとうございます。大変御苦労が多いと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

もう一つなのですが、31ページの最後に御説明いただいたところなのですが、表の一番下に「元の所有者が特定できなかった・遺族受領辞退」ということで件数があるわけですが、特定できなかった件数と辞退の件数の内訳はお分かりになりますか。どのように推移しているのか、もしお分かりになるようでしたら、教えていただきたいのですが。

○渡邊事業課課長補佐 一番下の欄の「元の所有者が特定できなかった・遺族受領辞退等の件数」は、令和5年度につきましては402とあるのですが、ほとんどが元の所有者が特定できなかったケースになります。詳しい数字は持ち合わせていないのですが、記名情報に基づきまして、当局保管の資料で調査を行った結果、元の所有者の特定に至らなかったケースがほとんどです。

○黒沢構成員 ありがとうございます。とにかく戦後も長くなりますので、なかなか特定できないことが多いかと思うのですが、次回で結構なのですが、もしそういった細かい数字をお示しいただけると、参考になるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡邊事業課課長補佐 では次回、内訳を資料に反映させていただきます。

○犬伏座長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○熊谷構成員 熊谷でございます。1点だけ教えていただきたいのですが、資料のページ数で言いますと、22ページに、保有情報の推移ということで、今回、非常に分かりやすく増減の情報が出ていて、さらに詳しい情報が資料番号の29ページに出ているという関係なのだろうと思ひます。具体的に、保有情報が特に減る場合なのですが、現地調査等によってこれが減ることになるのだろうと思ひますが、これは、基本的に現地調査によって形質鑑定か何かをやることによって、この保有情報はここが違うなという形で落ちていくということなのか、何かほかに理由があるのか、その辺を教えていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○浅見事業課長 保有情報に関しましては、数字の中で、もちろん、御遺骨が確認できるものについては御遺骨の形質鑑定をしますが、御遺骨が確認できなかったということで保有情報が減っていく場合もございます。29ページに書いてあるのは、令和4年3月末時点と令和5年9月末時点での比較でございますが、確かに減ってはいますが、この中には、新しい情報が獲得されているものもありますので、そうした差し引きの関係でこうした数字になっているということでございます。

○熊谷構成員 御遺骨が確認できなかったというのは、情報があって、現地で見たのだけれども、そもそも御遺骨がなかったということですか。

○浅見事業課長 そういうケースもあるということです。

○熊谷構成員 分かりました。ありがとうございます。

○犬伏座長 ほかにいかがでしょうか。浜井構成員、よろしくお願ひします。

○浜井構成員 浜井です。よろしくお願ひします。大きく分けて2点ほど質問がございします。

1点目、今、熊谷委員から御指摘のあった22ページの保有情報についてであります、数字は、3,266か所から2年かけて2,881か所と推移しているということですが、上のほうに「基本的な計画」と掲げられていて、令和11年度までにこの約3,300の数字を減らしていくのだと以前の会議でも御説明がありました。その実施状況についての御説明の表だと思ひますが、今回2年かけて784か所が減り、399か所が増えたということでして、これは年平均で言うと、190幾つ減っていると、2年で385減ったというような計算になると思ひます。このペースは、単純計算で言うと、とても令和11年度までには終わらない数字だろうと思ひますが、まず、その点についてどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねした

いと思います。

○浅見事業課長 お答えしますが、確かに、この表にございますとおり、単純に計算しますと、差し引きで385か所の情報は処理できたということになりますが、当然、新しい情報も今後増えてくるかと思います。新しい情報が、仮に800ぐらい増えていくと考えた場合には、年間600か所ぐらいは処理していかなければいけないと考えておりますが、今後、加速化させるためのいろいろな方策を取りながら、令和11年度に向けて、どのようにして収集事業を進めていくかということについて、さらに検討を進めたいと考えております。

○浜井構成員 具体的にはどういうことを考えていますか。

○浅見事業課長 情報の中には恐らく重複するもの等もあるかと思うので、まずはそういった情報があるかどうかということを経上で確認するとともに、現地へ行ったときには、近くにある情報について、なるべく足を延ばして、1回の派遣で数多くの情報を処理できるように、計画的な派遣をさせていただければと考えています。

○浜井構成員 では、これを令和11年度までに終わらせると、今はそういった計画で動いていると。

○浅見事業課長 そうです。

○浜井構成員 重ねて質問なのですが、784か所を今まで調査したということですが、保有情報に基づいて実際に御遺骨が見つかったのは何か所になりますか。

○浅見事業課長 年度によって御遺骨を確認する確率は変わってきますが、ある年までのものでは6割であったり、あるときは5割以下であったりということもありますが、平均すると、大体5割近くの確率で御遺骨が発見されていると考えております。

○浜井構成員 ということは、784か所のうちの半分近く、400か所ぐらいから御遺骨が見つかっているということですか。推進協会のほうでは、そのように理解しておりますか。

○佐藤オブザーバー 推進協会の佐藤でございます。具体的な数字は持ち合わせていないのですが、5割ということではなく、見つかっている場所のほうが少ないのが実情です。

○浜井構成員 印象としては、どれぐらいですか。難しいですか。

○佐藤オブザーバー ちょっと難しいですが、1～2割とか、2～3割とか、そんな感じだと思います。

○浜井構成員 というような印象だということです。御説明と随分乖離があるようですが、いかがですか。

○浅見事業課長 今、具体的に数字は持ち合わせておりませんが、実際に統計数字、具体的な細かい国別・地域別の表をまとめるに当たって、そこからどれだけ遺骨が確認できたかというのは、細かく分析はさせていただいているのですが、年度が進むことによってその確率は変わってきますが、5割程近くいっている年もあったと記憶しております。

○浜井構成員 年度によって違うとか、そういったことは当然あるとは思いますが、今問題にしているのは、保有情報に基づいて、それを一つずつ潰していくようなやり方で遺骨収集の作業が行われているということですが、この保有情報の精度がどの程度のものなの

かということです。特に保有情報は、今までの説明でもありましたが、海外の公文書館等の調査に基づいてそういった情報が出ているということだったと思います。

遺骨収集推進法ができて、2016年度から3年ぐらいかけて、毎年3億円ぐらいかけて海外で調査を実施し、その情報に基づいて3,000か所やるのだと、そのような御説明だったかと思いますが、その情報にどれだけ精度があるのかということなのです。もちろん、公文書館情報に基づくもの以外の情報もあるとは思いますが、この784か所は、これからも数が増えていくと思いますが、このうち、海外の公文書館情報によって得られた情報が何か所で、そこから何か所御遺骨が見つかったのかというところまで統計として出してください。公文書館の資料情報がきちんと成果に結びついているのかどうか、あるいは今回、プラスになっている399か所のような現地調査などで得たような情報のほうがむしろ実際に見つかる確率が高いとか、役に立っているということであれば、もちろん、そちらを重点的にやったほうがいいということにもなります。

とにかく3,300か所という話が出たときから、非常に多い数字だと言われており、これが減りつつも、またさらに増えていく部分もあって、今後、作業的にこの数字を潰すためだけに作業負担を強いられるとか、そういったことがあってはならないと思いますし、果たして公文書館とかの文書で得られた情報はどこまで信用できるのかということも検証しながら進めていかないといけないだろうと思います。次回の会議までに、そこら辺のところを具体的に明らかにしていただきたいと思います。

○浅見事業課長 3,300か所のうち、いわゆる海外の国立公文書館等で収集した情報は、およそ1,800か所です。この情報に関しては、ランク分けしておりまして、一番確度の高い情報ということで我々が把握しているのが1,800か所ということになりますが、その中からどれだけの御遺骨が収容されたか等につきまして、次回の会議までに詳しい分析をさせていただきますと思います。

○浜井構成員 この表に加える形で統計を出していただきたいと思いますし、その次の作業にもぜひつなげていただきたいと思います。これが質問の1点でございます。

2点目でございますが、本日の会議でも御説明は特にありませんでしたし、今までも特に御説明はありませんでしたが、沖縄についてです。沖縄の遺骨収集に関して、厚労省としては、政府と国で役割分担をしている、国は、基本的には大規模な埋没壕の調査あるいは発掘等を行っているという御説明ですし、実際そうなのだろうと思いますが、それとは別途、厚労省は、毎年、沖縄に複数回職員を派遣しておりますね。その点はいかがでしょうか。

○星野事業推進室長 そうですね。沖縄には、沖縄県で収容した遺骨もございますので、その検体の受け取りということで、複数回職員を派遣することもございますし、また、役割分担ということで、国が遺骨収集を行うこともございます。昨年であれば伊江村の埋没壕、今年度であれば、豊見城市の旧海軍壕については国が行うことになっていきますので、このためのいわゆる事前の協議ということで職員派遣をしているところでございます。

○浜井構成員 大規模な埋没壕についての調査派遣等については、今までの御説明で理解しておりますが、それ以外にも遺骨鑑定等、御遺骨を持ち帰ってくるとか、そういったことで職員が派遣されているということですが、これはいつから毎年何回ぐらい誰が行って、どれぐらいの日数をかけてやっているのかということについて御説明いただけますか。

○星野事業推進室長 派遣者は厚生労働省の職員で、派遣回数は年3回程度でございます。

○浜井構成員 滞在日数は。

○星野事業推進室長 1週間程度でございます。

○浜井構成員 ありがとうございます。恐らく、今までそういった形で沖縄に定期的に毎年、厚労省の職員が派遣されていることについての説明はなかったと思います。次回から、ほかの地域と同様に、何月に何日間派遣されたかというところも含めて、資料はきちんと提供していただきたいと思います。

その上でですが、以前からこの会議で問題にしておりました南部土砂の問題、辺野古基地に使用されるのではないかという問題について、この会議でも非常に興味を持って検討しなければいけないし、その問題について、厚労省に対しては、現地視察も含めて対応しなければいけないのではないかなというような提案をしてきたわけですが、それに対しては、今まで非常に消極的な回答しかなかったわけなのですが、現地に1週間も複数回、毎年厚労省の職員が派遣されていたということであれば、話は別です。今年は既に何回派遣されているかは分かりませんが、次回派遣される際には、ぜひ南部土砂の状況について視察をしてください。そして、次の会議において、どういう状況なのかということについて説明してください。それを要望します。

○浅見事業課長 検討させていただきます。

○浜井構成員 これは、有識者委員として、次回、説明を求めますので、ぜひきちんと対応してください。座長、私からは以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。構成員の方々からいろいろと御意見、御指摘、要望という形で何点か出てまいりました。とりわけ、5年延長はされたもののといいますか、終わりは決まったわけですので、遺骨収集事業は本当に正念場になってくると思いますので、今後とも、私共も含めて努めていきたいと思っていますところですが。

それでは、第1議題につきまして、ほかに御質問はございませんか。最後にまた御発言いただいても結構でございますので、それでは、第2議題に移らせていただきます。事務局から御説明いただければと思います。

○田畑戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐 事務局の田畑です。よろしくお願いいたします。資料2「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」の説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。「戦没者遺骨鑑定センター（概要）」の資料となります。業務内容や体制の概要を示した資料となりますが、下段囲みの「戦没者遺骨鑑定センターの体制」を御覧ください。令和6年4月12日、信州大学医学部と厚生労働省社会・援護局との間で、戦没者遺骨のDNA鑑定の迅速化及び高度化に寄与することを目的とした「連携に関

する協定書」の締結により、この囲みの下から2番目にございます「戦没者遺骨鑑定センター連携室」を信州大学内に新たに設置いたしました。DNAの抽出や解析が難しい事案などに集中して取り組んでいただきます。

2 ページを御覧ください。「戦没者遺骨鑑定の実施状況等について」の資料となります。

1 の戦没者遺骨の身元特定のために実施しているDNA鑑定でございますが、平成15年度から令和6年7月末までに6,264件審議いたしましたところ、1,270件の身元が判明しております。また、令和6年7月末までに御遺族から申請を受け付けた件数は7,852件ございまして、そのうち令和3年10月以降の手がかり情報のない戦没者遺骨に係る申請件数は2,763件でございました。2 の戦没者遺骨が日本人か否かを判定している戦没者遺骨の所属集団判定につきましては、令和2年度から令和6年7月末までに8,876件の判定が行われ「日本人遺骨」が7,271件、「判定不可」が1,372件、「日本人遺骨の可能性低い」が233件となっております。3 の戦没者遺骨の鑑定体制の強化につきましては、先ほど戦没者遺骨鑑定センターの体制のところで御説明いたしました、信州大学医学部との連携に関する協定書を締結した旨を記載しております。

3 ページを御覧ください。「令和5年度及び令和6年度における戦没者遺骨の身元・所属集団の確認状況」の資料となります。1 の身元特定DNA鑑定会議につきましては、令和5年度に6回開催しております。1,038件の鑑定結果を審議した結果、16件について身元が判明しております。令和6年度は、これまでに1回開催しており、176件を審議しましたところ、23件の身元が判明しております。2 の所属集団判定会議につきましては、令和5年度に5回開催しております。1,292件を審議しましたところ「日本人の遺骨である」が973件、「判定不可」が209件、「日本人である可能性が低い遺骨」が110件ございました。令和6年度は、これまでに2回開催しており、277件を審議しましたところ「日本人の遺骨である」が205件、「判定不可」が49件、「日本人である可能性が低い遺骨」が23件でございました。なお、そのうち、次世代シーケンサによるSNP分析の結果等を踏まえて、総合的判定により所属集団判定された件数を、括弧内に記載しております。

4 ページを御覧ください。令和5年12月及び令和6年7月の所属集団判定会議において、SNP分析の結果等を含めて総合的判定を実施した事案の資料となります。4～6ページまででございます。本事案につきましては、戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チームの報告書において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体、また、令和元年12月18日に「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、日本人ではない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について公表したロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例、計241件について、次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施し、所属集団判定を行うこととしており、令和5年12月の所属集団判定会議において、9事例・228件について、令和6年7月の所属集団判定会議において、フィリピンの10件について、SNP分析の結果等も含め総合的判断を実施したものとなります。なお、4～6ページの表①～⑨

までにつきましては、前回の有識者会議で御説明した内容となります。今回、新たな内容
といたしましては、令和6年7月の所属集団判定会議で審議されました6ページの表下段
⑩フィリピンの10件となります。総合的な判定の結果、10件全て「日本人遺骨である可能性が低い」と判定されました。以上より、審議の結果「日本人の遺骨である」が126件、「日本人である可能性が低い遺骨」が112件となります。なお、残り3件につきましては、現在、再分析中のため、今後、所属集団判定会議において総合的な判定を実施した上で、有識者会議で御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。「戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に関する広報について」の資料となります。令和6年度の広報の取組といたしましては、新聞広告など様々な手段を通じて、戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の申請を御案内致します。また、恩給・援護年金受給者宛ての受給額のお知らせに、右側にお示ししておりますDNA鑑定のリーフレットを同封して、DNA鑑定の申請を御案内しております。

8ページを御覧ください。「戦没者遺骨鑑定に関する今後の取組内容について」の資料となります。鑑定体制につきましては、前回の御説明から大きな変更はございません。2つ目の鑑定に関する研究等につきましては、①～④まで令和6年度も継続して実施しております。「①戦没者遺骨の次世代シーケンサによるSNP分析事業」については、令和2年度から令和5年度までに1,487件SNP分析を実施しております。令和6年度は、約500件の分析を予定しております。「②形質人類学的鑑定人の養成に係る研究事業」については、令和5年度までに8名を養成しております。今後、遺骨収集事業に御協力いただく予定としております。「③戦没者遺骨の年代測定及び所属集団判定における同位体分析の活用に係る研究事業」につきましては、今年度は、骨アパタイトの結晶作用の影響検討、ストロンチウム分析の前処理等の標準手順作成、歯アパタイトから炭素・酸素を分析するとともに、日本人に関する硫黄などの確率分布の作成などに取り組む予定としております。④は、今年度よりスタートいたしました厚生労働科学研究となります。安定同位体データを用いた日本人と外国人の判別式及び判別ソフトの開発などを目的としております。令和6年度に調査対象としているパプアニューギニアについては、収集済みのパプアニューギニア現代人の歯科技去歯について、各種安定同位体分析を実施し、パプアニューギニア現代人のデータベースを構築するとともに、パプアニューギニアにおける遺跡出土人骨や動物骨の各種同位体分析に関する文献を調査し、現代人データベースの妥当性の検証、また、既に公表されている各国の現代人集団の各種同位体分析データを用いて、集団判別に係る統計的手法の予備検討などに取り組む予定としております。ここで、③と④の研究の違いについて少しだけ御説明させていただきます。③の委託研究は、歯や骨からのコラーゲンの抽出方法やアパタイトの前処理方法、各種同位体の分析方法、分析に必要な標準物質の作成、放射性炭素同位体濃度を用いた古墓判定の基準値の作成、日本人戦没者遺骨の分析結果から、日本人の確率分布の作成といったように、標準分析法の作成などの基礎的研究と日本人戦没者の分析データを基にした研究となります。一方、厚生労働科学研究は、委託研究

で作成した日本人の確率分布に、日本人以外の現地人等の方が含まれている可能性が否定できないため、パプアニューギニア、フィリピンなどの試料を分析して、データベースを作成、文献情報から当該データベースの妥当性を検証、日本人戦没者のデータと比較検証を行うことで、日本人と外国人を区別する判別式を開発、判別式に基づく判別ソフトウェアの開発なども目指す研究となります。

9 ページを御覧ください。令和3年度から令和5年度において行われた、厚生労働科学研究の研究成果に関する資料となります。「戦没者遺骨の身元特定に係るDNA鑑定の精度向上に関する研究」で「戦没者遺骨鑑定の標準プロトコルの作成」と「多数の遺骨・ご遺族から該当する血縁者をスクリーニングする専用ソフトウェアの開発」を目的として研究が行われました。まず「戦没者遺骨鑑定の標準プロトコルの作成」について御報告させていただきます。7つの鑑定機関の協力を得て、各鑑定機関の戦没者遺骨におけるDNA鑑定方法に関するアンケート調査や聞き取り調査を実施し、整理した情報を分担研究者に周知、各鑑定機関でDNA鑑定の精度向上に向けて、各工程の見直しによる改良や他機関のプロトコルとの比較実験を行いました。最終年度において、違いが見られた5通りのDNAの抽出工程について、同じ骨試料を用いて比較実証実験を行った結果、骨片試料を用いた④の抽出方法が、STR解析において最も情報が得られる方法であるとの結果が得られました。なお、今回の研究では、違いが見られたDNA抽出の方法について比較を行って得た結果となることから「DNA抽出推奨プロトコル」という形での成果として、右側の囲みにお示しさせていただいております。長い年月を経ている戦没者遺骨のDNAは分解が進んでおり、遺骨が置かれていた環境状況などによって、DNAの分解の程度もそれぞれ異なっており、鑑定人の方々におかれては、本務で忙しい中、より多くのDNA情報を得るために御尽力いただいているところでございます。今回の比較実証実験では、環境状況の異なる多種多様な検体を用いた実験まではできていないため、今後、鑑定人の方々には、この成果を御参考にしていただき、再現実験やプロトコルの改良などを行っていただくことで、プロトコルの信頼性向上につながるものと期待しております。各鑑定機関の鑑定人の方々におかれましては、戦没者遺骨のDNA鑑定業務にお役立ていただければと考えております。

10ページを御覧ください。こちら、同じ厚生労働科学研究の研究成果の資料になります。「多数の遺骨・ご遺族から該当する血縁者をスクリーニングする専用ソフトウェアの開発」についての御報告となります。これまで御遺骨と御遺族のマッチング作業は「DNA・VIEW」というソフトウェアを使用してきましたが、Identifilerによる常染色体STR型に対応したソフトウェアのため、Y-STR型、ミトコンドリアDNA型のマッチングは、目視による手作業で行われてきました。今回開発したソフトウェア「relsearch」は、GlobalFilerによる常染色体STR型、Y-STR型、ミトコンドリアDNA型の一括同時解析、不検出アレルを考慮、尤度比の自動算出などができるものとなっております。下の囲みにお示しのとおり、直感的な操作が可能で、データの視認性に優れたソフトウェアで、DNA型が一部不検出でも、血縁者候補のリストアップが可能であり、ユーザーの目的に合わせて設定項目等をカスタマ

イズ可能といった特徴を有しております。戦没者遺骨のDNA鑑定事業における人為的負担の軽減や、効率的かつ高精度な身元確認作業に貢献といった効果が見込まれるものと考えております。そのために、まずは令和6年度から実用化に向けた試験運用による検証を開始することとしております。なお、本ソフトウェアは、DNA分析後の血縁関係のマッチング作業に活用するものとなりますので、鑑定機関におけるDNA分析に係る時間が短くなるものではございませんので、その点について御承知申し上げます。

11ページを御覧ください。「戦没者遺骨鑑定における同位体分析の活用に関する委託研究等について」の資料となります。戦没者遺骨の同位体分析は、その信頼性を担保する観点から、骨や歯に含まれる複数元素の分析が必要となります。日本人遺骨の蓋然性を判断するための日本人に関する同位体の確率分布を作成するため、令和4年度から標準分析法、年代測定に関する基準値、日本人に関する安定同位体分析データの作成について研究を行っており、こちらの資料は、その研究の進捗と今後のスケジュールとなります。令和5年度の委託研究では、歯のアパタイト標準分析法の作成、令和4年度に作成した年代測定に関する基準値の検証、炭素・窒素安定同位体比による日本人の確率分布の作成などを行いました。先ほど8ページの「戦没者遺骨鑑定に関する今後の取組内容について」でも御説明させていただきましたが、令和6年度につきましては、歯のアパタイトの結晶作用の影響検討や、ストロンチウム分析の前処理等の標準手順作成、日本人に関する硫黄等の確率分布の作成などに取り組む予定としております。一方、当該確率分布に日本人以外の現地人などが含まれている可能性は否定できないため、海外の同位体分析データとの比較検証を通じて、帰属集団判定の確率分布の精度向上を図ることなどを目的に、令和6年度より「同位体分析を用いた戦没者遺骨の所属集団判定の高精度化」をテーマとした厚生労働科学研究が採択され、研究がスタートしております。令和6年度以降、この資料の右下段に赤で表示いたしました部分が、厚生労働科学研究に該当するものとなります。この研究は令和8年度まで3年間を予定しており、令和9年度の実用化に向けて、日本人と外国人を区別する判別式に基づく判別ソフトウェアの開発などを目指した研究となっております。

12ページを御覧ください。「同位体分析研究の鑑定プロセスへの検討について」の資料となります。今後も同位体分析に関する研究事業の成果につきましては、鑑定プロセスへの検討として、研究成果の報告、所属集団判定に同位体分析を活用する具体的な方法などにつきまして、運営会議の専門家等と御相談することを考えております。

以降、資料につきましては、参考資料となっておりますが、資料の14ページを御覧いただけますでしょうか。「DNA鑑定の実施状況」として、令和6年7月末現在と、令和5年3月末時点における件数を示した資料となります。昨年7月の有識者会議において、構成員の方から、DNA鑑定の実施状況が分かる資料を提示いただきたいとの御意見を受けまして、収容検体がDNA鑑定のどの段階にあるか、件数という形で進捗状況が分かる資料を作成させていただきました。

最後になりますが、26ページを御覧いただけますでしょうか。今年6月10日から14日ま

での日程で、米国DPAA（米国国防総省捕虜・行方不明者調査局）とMAKRI（韓国国防部戦死者収容身元特定局）の共催で、韓国のソウルで開催されました科学サミットに関する概要の資料となります。12の国と地域から約60名が出席し、各機関の間での科学的な協働を発展させ、各々の任務へ相互に利する最良の技量を探し出し、歴史研究、人類学、法医学を通し、遺骨収集と身元特定の経験を共有することを目的に開催されたものでございます。日本からは、国立科学博物館の篠田館長、東京大学総合研究博物館の米田教授を含め、8名が参加しております。日本のNGS分析による鑑定、日本人戦没者遺骨に関する同位体研究の現状と同位体分析ケースレポート、日本人戦没者人類学鑑定の概要と事例報告についてプレゼンを行うとともに、各国と議論や意見交換を行ってまいりました。今後も引き続き、DPAAをはじめ、各国との関係・交流を強化し、遺骨収集事業の科学的分析技術の向上等に取り組んでまいりたいと考えております。

資料2の御説明は、以上となります。

○犬伏座長 ありがとうございます。戦没者の遺骨鑑定の取組状況について、御報告をいただきました。この御報告について御意見、御質問がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○浜井構成員 浜井です。御説明ありがとうございます。ここ数年、鑑定体制の強化も整備が進められていることに加えて、今御説明いただいたように、様々な研究も進められているということで、少しずつそういった成果も上がってきているというような御説明だったかと思ひます。これらの鑑定体制強化、あるいは研究を進めていくことの最大の目的は、収容された御遺骨を御遺族の元にお返しすることであり、そのために、様々な知恵を絞ってやっているということはもちろん理解しておりまして、収容された御遺骨についてのDNA鑑定に関する様々な分析は、かなり精度が上がってきているわけなのですが、最終的に御遺族の元にお返しするためには、御遺族側のDNAが提供されないと、マッチングというか、そういったことができないというか、お返しするまでには至らないということになるかと思ひます。そういう意味で、御説明にもありましたが、御遺族に対する広報の強化が併せて非常に重要になってくるのかなと思う次第なのですが、それに関して、広報の取組は、7ページでも種々御説明がありまして、こちらは、基本的には御遺族の方々にアナウンスをするということで、この取組はもちろん続けていただきたいのですが、より確実に御遺族の方々にDNA鑑定をやっています、ぜひ御遺族のDNAを提供してくださいということをより積極的にお伝えしていくようなことが必要になってくるのではないかと思ひます。そうでなければ、せっかく収容された御遺骨のDNA分析をしていっても、御遺族の側からDNAが提供されないと、お返しする作業には至らないということになってしまうのではないかと懸念するわけですが。そういう意味で、以前、タラワに関しては、そちらで亡くなった御遺族に対して、全て個別に連絡して、提供していただいたことが試行的に行われていたというお話もございました。

また、前回の会議でも、海没した御遺骨に関しては、船の乗組員の名簿に即して御遺族

を探し出して連絡をしているというような御説明もあったわけなのですが、今後、そういった試みをその他の地域にもぜひ拡大してやっていくべきではないかと思う次第です。

そういった形で既に動いているのかどうか。地域はいろいろと広くございますが、非常に保有検体が多い地域とか、そういったところもありますので、段階的にそういったことを進めていくことも考えられるかと思うのですが、そういった措置について、どう考えていらっしゃるのかについてお尋ねしたいと思います。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、DNA鑑定は遺骨の身元特定を進めることが目的ですので、DNA鑑定の申請案内が直接御遺族に届くようにすることが非常に重要かと思っています。そのため、令和6年度は、恩給や援護年金の受給者宛のお知らせに、DNA鑑定の申請に関するリーフレットを同封するといった取組をしたところでございます。

一方、御遺族を調査する点についてですが、そのためには、現在の遺族の方の住所を把握する必要があるわけですが、厚生労働省が旧軍から引き継いだ資料に記載されている記録は、戦没者の親や配偶者の方の終戦当時の住所になります。そのため、御遺族の現在の住所を確認するためには、都道府県や市町村に依頼して、戸籍や住民基本台帳から御遺族を探し出していくような形になっていまして、自治体から膨大な作業と時間を要するので、事務負担が大きいという声をいただいておりますため、慎重な検討が必要になってきます。一方、遺留品等の手がかり情報のない戦没者遺骨については、御遺族のDNA情報は身元特定につながる唯一の情報であるところですので、先ほど御指摘があったように、広報の取組を強化し、積極的に実施しているところでございます。引き続き、多くの御遺族の方に申請いただけるよう、こういった取組を含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○浜井構成員 ありがとうございます。作業負担が非常に大きくなるだろうということは容易に想像できる場所ではあるのですが、保有している検体は、御遺族から手が挙がらなければ、もしかしたらどなたかの御遺族の元にお返しできるかもしれない遺骨である潜在的な可能性は常にずっと残っているわけですね。それを一つずつクリアしていかなければ、この作業は終わらないだろうと思います。もちろん、作業負担が膨大であることは承知しておりますが、それが理由で個別に連絡する努力を途中でやめてしまうことはナンセンスだろうと思いますので、もちろん、いきなり全部の遺族、あるいは全ての地域は難しいかもしれませんが、可能性のある地域とか、そういった優先度の高い地域もいろいろと検討していただいて、段階的にでも、ぜひタラワのようなことは進めていくべきだろうと思います。そうでなければ、これは終わらないだろうと思います。

関連してお尋ねしたいのですが、今年5月に、千鳥ヶ淵の戦没者墓苑に301柱の御遺骨が納骨されたということですが、千鳥ヶ淵の墓苑に納骨される御遺骨は、ステータス的にはどういうものなのか、分からないので教えていただきたい。つまり、日本人のものであると判断され、身元が分からないけれども、もしかしたら遺族から情報が提供されれば、お

返しすることができるかもしれないという可能性がまだ潜在的には残っている。そういう御遺骨を千鳥ヶ淵に納骨したのか。あるいはそういった可能性も完全になくなった御遺骨なのか。どういうステータスなのかがよく分からないので、例えばこの5月に千鳥ヶ淵に301柱納骨した御遺骨はどういうステータスなのかということについて、教えていただきたいと思います。

○野口戦没者遺骨調査室長 戦没者遺骨調査室長の野口です。よろしくお願いいたします。今年に限らず、毎年5月に、千鳥ヶ淵の戦没者墓苑に、御遺骨の身元が特定できずに、御遺族にお返しできなかった御遺骨を納骨しております。そういった御遺骨は、当然、令和2年の抜本的見直し以降のものについては、所属集団判定を経て、日本人と判定された御遺骨のうち、御遺族にお返しできなかった御遺骨を納骨しております。ただ、旧ソ連など、埋葬者の名簿がございまして、中には、DNA鑑定の御案内を御遺族にお送りしているものもございまして、ただ、5年以上経って、御遺族から申請がない、あるいは身元の特定ができていないものにつきましては、順次、墓苑に納骨させていただいております。ただ、後から御遺族からDNA鑑定の申請がしたいという御希望もございまして、そうした場合は、もちろん、DNA鑑定を行っておりまして、その中で、御遺族と御遺骨の身元、血縁関係が認められれば、墓苑から御遺骨を取り出しまして、御遺族にお返ししている状況でございまして。

○浜井構成員 ありがとうございます。今のお話ですと、5年が一つの基準になっているという理解でよろしいのかということと、1点確認しておきたいということと、もしその後も、つまり、潜在的には、10年経っても、20年経っても、御遺族の方々がもしかしたら手を挙げてくるかもしれないという状況を想定して、個別に千鳥ヶ淵の墓苑には御遺骨が納められていて、いつでもマッチングというか、鑑定が可能である状況にしてあるという理解でよろしいのですか。

○野口戦没者遺骨調査室長 収容された御遺骨の地域などによっても、収容の状況や、日本に送還して、納骨するまでの期間はまちまちではあるのですが、先ほど御説明が不足しましたが、御遺骨の検体自体は納骨しないで、厚生労働省で保管しておりますので、御遺族から申請があれば、マッチングできるような状況にはなっております。

○浜井構成員 ありがとうございます。検体は厚労省で保管しており、御遺族の方との鑑定が行われるまでとか、ある種永劫的に保有していく形になっているということですか。

○野口戦没者遺骨調査室長 そうですね。現状、そのような形になっております。

○浜井構成員 そうですか。分かりました。ありがとうございます。では、先ほどもありましたが、保有される検体は、厚労省において、どんどん増えていくことになるわけですね。潜在的に御遺族の方にお返しできる可能性がある検体がどんどん増えていく状況が想定される中で、DNA鑑定の可能性があるのであれば、御遺族の方には、より徹底した周知をしていただきたいと思いますし、先ほど言ったように、タラワの例のように、少しずつでも保有している検体が多い地域からとか、そういったことでよいかと思いますが、そういったことはぜひ努めていただきたいと思います。以上です。

○犬伏座長 ほかにいかがでしょうか。

○黒沢構成員 黒沢です。1点御質問させていただきます。11ページですが、こういう委託研究が進められているということで、大変よろしいと思うのですが、3番目の厚生労働科学研究で、海外の同位体分析データの比較検証ですが、この「海外の」とは、具体的にはどこの国とか地域ということになるのでしょうか。

○田畑戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐 事務局です。今研究を予定している調査対象地域ですが、一つは、先ほど御説明したパプアニューギニア、そのほかにフィリピン、インドネシア、あと、まだ確定はしていませんが、中部太平洋地域を予定していると伺っております。

○黒沢構成員 ありがとうございます。そうすると、それらの国・地域では同位体分析が行われている、あるいは同位体分析が既に行われているということになりますか。

○田畑戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐 その地域の現代人の方の抜去した歯を集めて、それを分析するということなので、これから始めることになります。

○黒沢構成員 分かりました。ありがとうございます。

○犬伏座長 ほかに御質問はございますでしょうか。広報関係について、遺族会では、どのような広報活動を、今、広報が重要だとお聞きしているところですが、何か御要望や状況とかはございますか。

○森本オブザーバー 森本です。議題1を受けて議題2があると思うのですが、現地調査と収集ですが「収集」とは、いわゆる厚労省の鑑定士の方が同行しているのを「遺骨収集」と言うのですか。言葉の整理をしていただきたいのですが「現地調査」は、厚労省の鑑定の方は同行していない、推進協会が調査に行くものを「現地調査」と。「遺骨収集」は、もちろん、協会の人間と厚労省の鑑定を担っている方が同行されるのを「遺骨収集」「検体収集」と言うのでしょうか、そういう言葉の理解でいいのですね。

それから、8名の新しい先生にお願いしているとおっしゃって、前々から私が質問して、できる限り、現地調査にも同行させていただきたいとお話ししていましたように「できる限り」という文章でのお答えなのですが「できる限り」という言葉ですので、そのとおりにお願いしたいと思うのです。8名の方が養成という言い方は失礼でしょうが、先生に新しく加わっていただいて、鑑定もスピードアップされるのでしょうか、ぜひまずは現地の遺骨の収容から含めて、鑑定の制度の説明がありました、できるだけ早く。遺族も戦後80年になりますが、現実の遺骨は、それより3年、あるいは昭和12年から始まった戦闘で亡くなられた方々の御遺骨ですので、劣化も激しく、あるいは情報自体も枯渇している状況ですので、この後の予算にも反映されるのでしょうか、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○犬伏座長 今回、信州大学が戦没者遺骨鑑定センターの連携室になったということで、鑑定の取組状況について、御報告とか、何か付け加えることがありましたら、よろしくお願いします。

○浅村オブザーバー ありがとうございます。これまでは、私共大学の中に構成されている研究室で単独でというか、研究室が厚労省から委託されて研究というか、鑑定をしていたのです。そうすると、私はこの場でも何度か申し上げているのですが、大学に所属している職員がやっていますので、通常業務ではないわけで、人件費を厚労省から頂いていたわけでもないで、職員は、基本的には時間外、土日であったりということで、そこを中心にして今まで鑑定業務をしてきたのですが、今回、こういう連携室ということで、大学自体が積極的に協力させていただくと、大学本部自体が厚労省との協定の締結をしたということで、私共も実際、職員が昼間、日中の業務時間帯に鑑定業務を行うことができるようになった、堂々とできることが今回、一番大きいことなのですが、それによって、今までの鑑定に比べると、時間的にも余裕ができますので、概ね今年度も2～3倍ぐらいの数、今までよりも一層分析できるようにと予定していますので、今回の協定は、私共鑑定する側にとっても、とてもやりやすい環境をつくっていただいたということで、今後も着実に鑑定させていただきたいと思っております。以上です。

○犬伏座長 本当に時間外労働みたいな状態から、少し本務になってきたということで、先ほどの鑑定が進まないことにはということもありましたので、ぜひよろしく願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

○浅見事業課長 よろしいでしょうか。事務局です。前回の有識者会議におきまして、浜井構成員から御指摘いただいた件なのですが、コロナ禍明けの2年間、手順書の改訂後に遺骨収集等を実践する中で、現場が感じている問題点、改善策について、整理して検証してほしいと御意見をいただきました。申し訳ないのですが、まだ取りまとめが済んでおりません。現行の手順書は、令和2年に取りまとめました遺骨収集事業の抜本的な見直しの方針の内容を反映して改訂したものでございますが、その後、2回ほど軽微な改訂を行わせていただいております。

まず、令和4年度に、形質鑑定の専門家の御意見を反映しまして、硫黄島の収集遺骨は、それまで年度末にまとめて送還という形を取っていたのですが、収容団を派遣するたびに送還するように改訂したところでございます。

また、令和5年度には、鑑定センター運営会議の構成員の方からの御意見を反映して、DNA鑑定用の検体採取について、歯と四肢骨、側頭骨、錐体部がない場合に採取する緻密骨の具体例を記載してほしいという御要望を反映して、そういったものを記載するように改訂を行わせていただいたところでございます。

浜井先生も御指摘のとおり、こうした御意見以外にも、遺骨収集派遣に携わる推進協会の現場の皆様方から、収集・鑑定プロセス全体について、様々な御意見はいただいております。全体として40以上の御意見をいただいております。当省としましては、現地調査や遺骨収集等が迅速かつ効率的に進められますように、課題等をしっかりと把握して、整理・検証した上で、問題点とその改善案について、次回の有識者会議の場でお示しさせていただきたいと考えてございます。

現在、課内で課題と改善案については、整理・検証中の段階でございまして、しばらくまとめるまでお時間をいただきたいと思います。その中には、先ほど森本オブザーバーからも御意見いただきましたものも含んでおりまして、遺骨の鑑定人の同行は、原則、遺骨収集のみであることから、仮に現地調査で遺骨を発見した場合に、形質鑑定人がいないので、次回の派遣以降になることはとても非効率ではないかという御意見もいただいております。現行の手順書では、現地調査においても、厚労省と推進協会が日本側の鑑定人の同行が必要と判断する場合には、可能な限り、日本側の鑑定人が同行できるように調整するとしておりますが、何分、鑑定人の人数も限りがございますので、なかなか対応できない場合もございます。先ほども御指摘があった鑑定人の養成講座プログラムのカリキュラム修了者の活用についても、当省でも今後、できる限り活用していきたいと考えておりますが、このカリキュラムの受講者は、大体大学の法医学関係者や文化研究者等の方々でして、お仕事の都合でなかなか日程等の都合がつかないこともあります。できる限りそこは調整しながら進めていきたいと思っておりますし、また、人類学会のネットワークを通じて、こうした事業に参加できないかということで、協力の呼びかけもしております。昨年、仙台で行われました人類学会に当省職員が赴きまして、資料を置かせていただき、御関心のある方には、御説明もさせていただいたところです。その結果、昨年、パラオやトラック諸島、硫黄島などの派遣に同行いただくことができたところでございます。今後も、こうした取組を強化していきながら、一人でも多くの鑑定人を確保していきたいと思っております。

取りあえず、以上でございしますが、これ以外にも、様々な御意見をいただいております。今後、取りまとめが終わりましたら、ご報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○犬伏座長 手順書等の改訂状況とか、厚労省としての取組の状況について、御説明ありがとうございました。それでは、資料3の御説明に移りたいと思っておりますので、事務局よりお願いしたいと思います。

○渡邊事業課課長補佐 お手元の資料3「令和6年度予算及び令和7年度予算概算要求について」御説明させていただきます。まず、令和6年度予算につきましては、前回、有識者会議の場で予算案であることを前提に説明させていただきましたが、その後、正式に予算がセットされ、今年度は、この予算に基づいて事業を進めておりますので、改めて内容についてお話しさせていただきます。

1 ページ目を御覧ください。遺骨収集に係る予算額のこれまでの推移について表しております。詳細な説明は割愛させていただきますが、御覧のとおり、平成28年度の法律の制定以降、事業を行うために必要な予算額を確保してきたところでございますが、昨年6月の法改正によって、集中実施期間が5年間延長されたことを踏まえまして、法改正後最初の予算編成において、取組をさらに進めていくために、必要な予算額を令和6年度予算に計上したところです。令和6年度予算につきましては、海外等での事業の実施、鑑定の充

実、硫黄島の滑走路地区における調査など、当局が推進を図るべく事業の実施に必要な予算額としまして、約33.5億円を確保することができました。対前年度の予算と比べて、約2,300万円の増額となっております。

2ページ目と3ページ目に、令和6年度予算の内訳を整理しました。令和6年度の予算は、御覧のとおり、硫黄島の事業をはじめまして、大きく6つのカテゴリーに分かれています。硫黄島では、滑走路地区における地下壕探索のための面的調査等の経費。具体的には、滑走路地区で令和元年度から計画的に行っているボーリング調査、また、これまでに滑走路地区で発見された地下壕内部の調査のほか、過去に実施した島内の面的調査の結果を踏まえ、そのフォローアップを目的とした調査などを行う上で必要な経費を計上しました。「2. 海外等における遺骨収集事業」につきましては、集中実施期間における取組を計画的に進めていくために、御覧の地域での現地調査や収集の実施に必要な派遣数、予算額を計上しております。主な増要因としましては、現地調査の「令和6年度」の欄の「⑪ アッツ島」では、まさに先月31日まで実施されておりました現地調査に係る経費約3,500万円。また、同じく、現地調査の「令和6年度」欄の⑦と「遺骨収集」の⑧にございます「トラック諸島」におきましては、6月に「愛国丸」と「清澄丸」という比較的深度の深い海域に沈んでいる艦船から、テクニカルダイビングを用いて御遺骨を収容し、検体を送還しましたが、その派遣に係る経費が約5,500万円。そのほか、現地調査の⑫と「遺骨収集」の⑭の「ノモンハン」におきまして、現地の博物館に保管されていた御遺骨の検体を6月に送還いたしました。こちらに係る経費約1,200万円など、事業の推進に必要な経費が計上されております。

その他「3. 法人運営経費」、3ページ目の「4. 海外公文書館の資料収集」につきましては、前年度同等の額を計上しております。海外公文書館の資料収集につきましては、現在のところ、アメリカなどの公文書館に機密指定が解除された資料がないため、現地に赴いて調査を行う予定はございませんが、調査を要する機会があり次第すぐに対応できるよう、1か所分の調査に必要な経費を計上しております。また「5. 遺骨の鑑定」につきましては、遺留品などの手がかり情報のない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定について地域を限定せずに公募によって実施する取組を進めておりますが、御遺族から寄せられる鑑定の申請に十分に対応できますよう、必要な鑑定経費を計上するとともに、新たな鑑定技術の研究と実用化の検討に必要な経費、また、厚労省のラボでの鑑定の実施に係る経費を計上しております。

4ページ目は、御説明しました項目3番の遺骨収集事業を含む社会・援護局全体の令和6年度予算の主要事項について整理した資料を参考までに添付させていただきました。こちらは、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、5ページにございます令和7年度予算の概算要求の主要事項につきまして、ポイントを絞って御説明させていただきます。令和7年度予算につきましては、前年度同様、集中実施期間の取組をさらに進めていくために、事業に必要な経費を計上した概算要

求をもって、今後、財務省との折衝に臨むこととしております。この資料の項目3番の「遺骨収集事業等の推進」にありますとおり、約34.1億円を計上いたしました。対前年度の予算額と比べまして、約7,000万円の増額となっております。まず「硫黄島における遺骨収集事業」につきましては、これまで計画的に進めてまいりました滑走路地区でのボーリング調査を令和6年度で完了する予定としており、この間に発見されました複数箇所の地下壕内部の調査を実施するほか、下に※を書いています、滑走路上の地形変動等で破損した箇所につきまして、プレキャスト版というコンクリート製のプレートを用いて現場を修復する実証実験を防衛省が令和7年度に行う方針でございます。厚労省は、防衛省による舗装・撤去からプレート版の敷設までの間に、そのエリアを掘削し、遺骨の有無を確認することとしており、その掘削調査を行うために必要な経費などを計上しております。（1）

「イ 海外等における遺骨収集事業」につきましては、取組を計画的に進めていくために必要な現地調査や遺骨収集の派遣数、予算額を要求しております。主な増要因としましては、この資料に具体は書いていないのですが、今年5月にパラオ諸島のペリリュウ島におきまして行いました現地調査で、日本人戦没者の集団埋葬地と思われる場所から御遺骨が確認されたため、今後の調査、まさに今月中旬から実施されます派遣等によってさらに御遺骨が確認された場合は、そこを集団埋葬地と特定し、次年度から集中的に事業を加速化するため、派遣班数の拡充や現地作業員等の増員に要する経費を盛り込み、事業に必要な経費を計上しました。また、このほか、アッツ島における現地調査の経費を計上いたしました。アッツ島につきましては、島全体が米国から自然保護区に指定されていますので、広範囲の掘削を伴う今後の大規模な遺骨収集の実施に向けて、現在、米国側と調整を進めているところでございますが、収集に先立ち、まずは現地の調査を行うために必要な経費を計上しております。「（3）遺骨の鑑定」につきましては、アの欄に含まれますが、DNA鑑定のさらなる迅速化のため、鑑定センターの体制強化、具体的には、先ほどお話がありましたが、本年4月に信州大学医学部との間で協定を締結し、大学構内にDNAの抽出や解析が難しい事案の研究などに集中して取り組むことを目的として、戦没者遺骨鑑定連携室を設置いたしました。その連携室で勤務される職員の人件費などを新たに計上しました。そのほか、イとウの欄では、同位体分析など、新たな鑑定技術の研究と実用化の検討に必要な経費、また、厚労省のラボでの鑑定の実施に係る経費などを計上しております。

簡単ではございますが、以上が資料3の御説明でございます。

○犬伏座長 事務局からの説明をありがとうございます。それでは「令和6年度予算及び令和7年度予算概算要求について」というただいまの御説明について、いかがでございましょうか。では、浜井構成員、よろしくお願いします。

○浜井構成員 浜井です。御説明ありがとうございます。5ページの今御説明いただいたところなのですが、令和7年度の予算概算要求に関して、その説明に「うち戦後80周年関係 20億円」とありますが、これは遺骨収集事業と直接関係あるのかどうかということも含めて、これがどこに反映されている予算なのか、御説明いただけますでしょうか。

○渡邊事業課課長補佐 80周年事業ですが、今、局を挙げて検討しているところでございますが、当方の遺骨収集事業に関係するところでございますと「4 戦没者慰霊事業等」の(2)のウ、慰霊碑の関係の調査が80周年の事業の中にカテゴリーされております。あともう一点、4番の(2)の「エ 慰霊友好親善事業」において、洋上慰霊の実施を検討しております。

○浜井構成員 分かりました。「3 遺骨収集事業等の推進」に直接何か関わるわけではないということですね。

○渡邊事業課課長補佐 はい。3番ではございません。

○浜井構成員 ありがとうございます。

○犬伏座長 ほかにいかがでしょうか。それでは、全体にわたって御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

○黒沢構成員 黒沢です。先ほど資料1で御質問したことに関連して、補足的にお伺いしたいのですが、アッツ島なのですが、米軍の戦死者もかなりの数上っているところになりますが、米軍の遺骨収集はもう終わったということなののでしょうか。あるいはまだ続いているのでしょうか。

○星野事業推進室長 アッツ島に関しては、米軍のほうで収容は終わっていると伺っております。

○黒沢構成員 分かりました。そうすると、かなり早期に遺骨収集がなされたということですね。

○星野事業推進室長 そうですね。あと、アッツ島には、日本人の埋葬地は、日本人が埋葬した埋葬地と、併せて米軍がその後、日本人を埋葬した埋葬地もございます、そのうち、日本人の埋葬地から一部をアンカレッジに移送いただいていますので、米軍のほうは、かなり早くからアッツ島では戦場整理といいますか、遺骨の収容は終わっていると聞いております。

○黒沢構成員 ありがとうございます。もう一点は、遺留品の返還に関わる場所なのですが、これは前もお話しして、実際に行われていると思いますが、引き取り手がない遺留品に関しては、例えば都道府県の博物館と資料館で引き取っていただけるようなものもあるということになると思いますが、そういったことも実際に行われているのだらうと思うのです。ただ、今後、どれぐらいまた遺留品が増えていくのか、見通せないかと思いますが、来年は80周年ということで、またそこでたくさん遺留品情報が寄せられることもあるかと思うのですが、いずれにしても、お返しできないものがかなり残って、現在は、厚労省がそういったものを保管されていると思うのですが、将来的にどのように保管していくのかということです。いつまでも厚労省で保管できるのでしょうか。しかし、これを廃棄することはあてはいけないことになるかと思うのですが、そう簡単に廃棄できるものでもないと思うのですが、今後、そういったものをどのように取り扱っていくのか。趣旨としては違うかもしれませんが、厚労省所管の昭和館やしょうけい館とかがありますが、そ

ういった将来的にどうしても引き取り手がない、都道府県の博物館等でも引き取ってもらえないようなもの、厚労省に残った遺留品をどのように保管し、今後の戦争の記憶として継承していくのかということは問題になってくると思うのです。国民に対しても、戦争の記憶という観点で言うと、何らかのある種展示・公開できるならば、そのようなことも検討の課題になってくると思うのですが、現在、まだ検討されてはいないかと思いますが、そういった点については、今後、検討課題としていただければと思っております。以上です。

○渡邊事業課課長補佐 今御質問がありました遺留品についてなのですが、遺留品はとても大切なものがございます。当方に寄せられた遺留品につきましては、調査の結果、元の所有者が分からないもの、御遺族の受け取りができなかったものなどを保管しております。そのような遺留品を展示していただける施設で引き取っていただくことを方針としており、これまで、平成16年度以降に昭和館に引き取っていただいたケースが約300件ございます。また、先ほどもお話がありました、都道府県が運営する資料館についても、引き取り希望の調査の実施を去年検討し、その結果、今年6県9資料館におきまして、約250件の遺留品を引き取っていただきました。

そして現在、厚労省の霊安室には引き取りがないものが保管されておりますが、それが約400件ございます。こちらにつきましても、引き続き、都道府県運営の資料館などで引き取りが可能かどうか、調査の実施を検討しているところです。

○犬伏座長 それでは、ほかにありませんでしょうか。竹内構成員、いかがでしょうか。

○竹内構成員 今回の会議につきましては、遺骨収集事業と鑑定事業の取組状況ということで、様々な意見等が委員からあったと思うのですが、片や、開催要綱にもございますが、この会議の趣旨として、会計処理の適正な実施も目的でございます。今回につきましては、議題にもございませし、特に問題となるような事項、不適切な支出があったとか、そういったことがあったという御報告もございませないので、特に問題なかったのかなと理解しております。また、次回の会議において、指定法人さんの監査の状況とか、運営上の課題、経理上の課題といったところについては取りまとめて、御報告があるものと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

○浅見事業課長 ありがとうございます。監査につきましては、年1回、10月に行うことになっておりますので、その結果につきましては、次回の有識者会議で御報告させていただきたいと考えております。

○犬伏座長 では、森本オブザーバー、どうぞ。

○森本オブザーバー 遺骨収集の集中事業は、コロナの関係で5年延長になりまして、今後、これから5年間の集中取組の事業になるのですが、ぜひ今日の1番、2番も含めて、私は、遺族としては80を超していますので、厚労省でそれに沿った形での事業の展開をよろしくお願いいたしますと思います。要望です。よろしくお願いいたします。

○犬伏座長 そのほか、全体にわたっていかがでしょうか。今後、10月ですか、法人に対

する監査も実施されるということでございますし、海外の派遣等も重なってくるということで、いろいろな事業が予定されているということではございますが、本日、数々の御指摘、御意見、御要望が各構成員、オブザーバーから出ております。それを踏まえまして、また次回、報告をお願いしたいと思っているところでございます。

それでは、本日の議題は以上になりますが、最後に、事務局から御連絡事項がありましたら、よろしくお願いします。

○徳永課長補佐 冒頭でも申し上げましたが、本日の有識者会議の会議資料については本日、議事録については後日、厚生労働省のホームページに掲載いたしますので、御承知のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、次回の会議の開催時期につきましては、別途、構成員の皆様、オブザーバーの皆様と御相談させていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からの連絡は以上となります。

○犬伏座長 それでは、本日は長時間にわたり、活発に御意見を賜りまして、ありがとうございます。以上をもちまして、令和6年度第1回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。